7　一の特定商業施設内に免税手続カウンターを設置することにつき、前項の承認を受けようとする事業者は、財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

8　税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請を承認し、又は第六項各号に掲げる要件を満たさないときは、その申請を却下する。

9　税務署長は、承認免税手続事業者（第六項に規定する承認免税手続事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が消費税に関する法令の規定に違反した場合又は同項の承認に係る免税手続カウンターにおける免税販売手続その他の状況が特に不適当と認められる場合には、当該承認免税手続事業者に係る同項の承認を取り消すことができる。

10　税務署長は、法第八条第七項の処分若しくは第二項の処分又は前二項の処分をするときは、その処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

11　承認免税手続事業者は、第六項の承認に係る特定商業施設内において免税手続カウンターを移転するとき若しくは新たに設置するとき、又は当該特定商業施設内に設置する免税手続カウンターを廃止するとき（当該免税手続カウンターの廃止が第十四項の規定の適用を受ける場合を除く。）は、その移転する日、設置する日又は廃止する日の前日までに、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

12　法第八条第六項の許可を受けた事業者は、一般型輸出物品販売場につき手続委託型輸出物品販売場として同条第一項の規定の適用を受けようとするとき、又は手続委託型輸出物品販売場につき一般型輸出物品販売場として同項の規定の適用を受けようとするときは、新たに同条第六項の許可を受けなければならない。この場合において、同項の規定により新たに手続委託型輸出物品販売場又は一般型輸出物品販売場の許可を受けたときは、従前の一般型輸出物品販売場の許可又は手続委託型輸出物品販売場の許可は、その効力を失う。

13　法第八条第六項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場において同条第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、そのやめようとする日その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、同条第六項の許可は、同日限りその効力を失う。

14　承認免税手続事業者は、第六項の承認に係る特定商業施設内に設置する免税手続カウンターの全てを廃止しようとするときは、その廃止しようとする日その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、同日限りその効力を失う。

（免税手続カウンターにおける手続等の特例）

第十八条の三　一の承認免税手続事業者が免税販売手続を行う一の特定商業施設内に所在する複数の手続委託型輸出物品販売場（当該承認免税手続事業者が当該特定商業施設内において経営する一般型輸出物品販売場のうち、免税手続カウンターを設置している一般型輸出物品販売場を含む。以下この項において「合算対象輸出物品販売場」という。）において、同一の日に同一の非居住者に対して譲渡する一般物品の対価の額と消耗品の対価の額（これらの対価の額のうち、法第八条第一項の規定の適用を受けた物品に係る対価の額を除く。）をそれぞれ合計している場合には、当該合算対象輸出物品販売場を一の販売場とみなして、第十八条第七項の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十八条第二項第一号イ	記載した書類	記載した書類（第十八条の三第一項の規定により一の販売場とみなされる合算対象輸出物品販売場（同項に規定する合算対象輸出物品販売場をいう。以下この項において同じ。）における購入の事実を付記した書類に限る。）
第十八条第二項第一号ロ	書類	書類（第十八条の三第一項の規定により一の販売場とみなされる合算対象輸出物品販売場における購入の事実を付記した書類に限る。）
第十八条第二項第二号	前号イ	第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用する前号イ
第十八条第二項第二号イ及び第四号	書類	書類（第十八条の三第一項の規定により一の販売場とみなされる合算対象輸出物品販売場における購入の事実を付記した書類に限る。）

2　承認免税手続事業者は、免税販売手続の代理を行う手続委託型輸出物品販売場の別に、当該免税販売手続に関し作成した記録を、財務省令で定めるところにより、保存しなければならない。

（事前承認港湾施設の申請手続等）

第十八条の四　法第八条第九項の承認を受けようとする事業者は、その承認を受けようとする臨時販売場（同条第八項に規定する臨時販売場をいう。以下この条において同じ。）を設置する見込みのある港湾施設（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項（定義）に規定する港湾施設（同条第六項の規定により港湾施設とみなされるものを含む。）をいう。）の名称及び所在地並びに当該港湾施設の管理者及び当該港湾施設の存する港湾の名称その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

2　税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請を承認し、又は臨時販売場を設置する場所として不適当と認めるときは、その申請を却下する。

3　税務署長は、法第八条第九項の規定により事前承認港湾施設の承認を受けた事業者が消費税に関する法令の規定に違反した場合又は臨時販売場を設置する場所その他の状況が特に不適当と認められる場合には、当該事前承認港湾施設に係る同項の承認を取り消すことができる。

4　税務署長は、前二項の処分をするときは、その処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

5　法第八条第八項に規定する届出書を提出した事業者は、当該届出書に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

6　法第八条第八項の規定により輸出物品販売場とみなされる臨時販売場については、当該臨時販売場を設置しようとする事業者の経営する他の輸出物品販売場に係る第十八条の二第二項各号に掲げる輸出物品販売場の許可の区分にかかわらず、一般型輸出物品販売場として法第八条第一項の規定を適用する。

7　法第八条第九項の承認を受けた事業者は、同項の承認に係る事前承認港湾施設につき同条第八項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、そのやめようとする日その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、同条第九項の承認は、同日限りその効力を失う。

第十九条中「につき」を「（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。次条から第二十五条の四までにおいて同じ。）につき」に改める。

第二十八条第一項中「第三十八条第四項」の下に「、第三十八条の二第四項」を加える。

第四十条第一項中「及び課税仕入れ」を「、課税仕入れ（特定課税仕入れ（法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。）に該当するものを除く。以下この条において同じ。）及び特定課税仕入れ」に改め、同項に次の一号を加える。

三　法第十八条第一項の規定の適用を受けないこととなつた課税期間の初日の前日における特定課税仕入れに係る買掛金その他の債務（以下この号において「買掛金等」という。）の額の合計額から同項の規定の適用を受けることとなつた課税期間の初日の前日における買掛金等の額の合計額を控除した残額に係る部分については、その適用を受けないこととなつた課税期間の初日の前日において当該個人事業者が特定課税仕入れを行つたものとみなす。